

様式第1号(建設業)第11条の4関係)

赤字部分を記入

青字部分に注意

業種ごとに作成する

工事

「税込」、「税抜」どちらでも可

(建設工事の種類)

土木一式

工事 (税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 〔 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 〕	着工年月	完成又は 完成予定年月	
奈良県	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路 太郎	レ	15,000 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
N	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路 太郎	レ	8,000 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
A	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路 三郎	レ	4,000 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
大和郡山市	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路 次郎	レ	3,000 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
F	元請		〇〇〇〇〇工事	奈良市	登大路 次郎	レ	2,950 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
S	元請		〇〇〇〇〇工事	大和郡山市	登大路 次郎	レ	2,000 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
S	元請		〇〇〇〇〇工事	生駒市	登大路 三郎	レ	1,930 千円	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
.	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
注文者が個人（建設業を営む個人事業主を除く）である場合、イニシャルで記載する（例：奈良⇒N）										
.	千円	令和XX年XX月	令和XX年XX月
.	千円	令和 年 月	令和 年 月
1つの業種において工事件数が10件を超える場合、請負金額の高い工事から順に10件程度記載（すべての工事を工事経歴書に記載する必要はありません）										
.	千円	令和 年 月	令和 年 月

小計	10件	40,000 千円	千円	うち 元請工事	
				40,000 千円	千円

合計	20件	50,000 千円	千円	うち 元請工事	
				50,000 千円	千円

Q & A

Q1 新規申請を行う予定です。工事経歴書はいつの分を作成すればいいですか？

A1 直近決算分のみを作成してください。例えば、平成27年4月1日に申請する個人の場合、平成26年（前年）の確定申告に売上が計上されている工事についてご記入ください

Q2 土木一式、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業を申請する予定ですが、土木一式工事以外は実績がありません。この場合、実績がない業種については工事経歴書を省略できますか？

A2 省略できません。実績がない業種につきましては、「実績なし」とご記入のうえ、申請書に添付してください

Q3 業種追加申請を行う予定です。工事経歴書はどの業種について作成すればいいですか？

A3 追加する業種についてのみ作成してください。既に許可をもっている業種については省略することができます

Q4 工事経歴書はどのように記載すればいいですか？

A4 経営事項審査を受けるか否かによって異なります

【経営事項審査を受ける場合】

①まず、元請工事の請負代金の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額が大きい順に元請工事を記載します

②続いて、総完成工事高の7割を超えるところまで、残りの元請工事・下請工事について、請負代金の額が大きい順に工事を記載します

ただし、上記①と②を記載するなかで、軽微な建設工事（請負代金の額が500万円未満のもの。建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円未満のもの）の記載が10件に達すれば、そこで記載を終了することができます

【経営事項審査を受けない場合】

元請工事・下請工事を問わず、請負代金の額が大きい順に10件程度記載します

Q5 許可申請の際に、工事経歴書に記載した工事について契約書、注文書などの添付は必要ですか？

A5 不要です。ただし、経営事項審査を受ける場合は、その申請の際に添付が必要となります

Q6 請負代金の額は税込・税抜のどちらで記載すればいいですか？

A6 経営事項審査を受けるか否かによって異なります

【経営事項審査を受ける場合】

課税業者は「税抜」で、免税業者は「税込」で記載します

【経営事項審査を受けない場合】

税込・税抜のいずれで記載してもかまいません

Q7 注文者の名前をイニシャルで記載するのはなぜですか？

A7 個人情報保護を目的として、個人の氏名が特定されないようにするためです。なお、この工事経歴書は、建設業法第13条の規定により、公衆の閲覧に供されます